

第29回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月26日(木) 午後1時30分
2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)
3. 出席委員 10名

1	三木 隆志			3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博		
7	水野 敦			9	金曾 千春
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 3名

2	金曾 浩文	6	竹内 稔	8	岩岡 栄一
---	-------	---	------	---	-------

5. 議事日程

- 日程第1 農業委員会業務報告について
- 日程第2 議案第28号 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
- 議案第29号 現況証明願いについて
- 議案第30号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

6. 事務局 清原局長、薩田係長

7. 閉会時間 午後2時10分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、第29回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の
------	--

	<p>規定により、議長において、10番・鈴木 敏文委員、11番・寺嶋 誠一委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、大樹町農業委員会業務報告を行います。事務局より内容説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、10月31日開催の第28回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。</p> <p>1の会議関係では、11月6日、牧田農地委員長以下委員14名において、農地利用状況調査（農地パトロール）を実施し、対象農地の状況確認及び転用完了確認を行っております。</p> <p>11月13日、穀内会長、太田代理、金曾浩文農政委員長から町長へ、農業施策等要望書を提出しております。なお、12月22日の次回総会前に町長との懇談を予定しております。</p> <p>11月13日、第3班 乙部班長以下委員5名と会長において、拓進地区の農地売買1件に係るあっせん会議を行っております。</p> <p>11月17日～18日にかけて、農業委員会委員道内視察研修を12名の委員参加のもと、実施しております。苫小牧埠頭、土谷製作所などを視察しております。</p> <p>11月20日、地区別農業委員研修会・十勝農委連役員会・女性農業委員情報交換会が幕別町百年記念ホールで開催され、会長以下委員13名が参加しております。</p> <p>11月21日、農業委員会OB会が開催され、事務局が対応しております。</p> <p>次に2番「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について」です。今月の報告は1件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>次に3番「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の延長について」です。旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画は、借主と貸主と町が協議の上、三者で合意があった場合は、集積計画を延長することができるかとされております。これに基づき、今回、8件の集積計画の延長を行いましたので、ご報告いたします。資料2を添付しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第28号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から2番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第28号「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明を申し上げます。農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で、書面により明らかな場合と規定されております。今回、この例外規定の合意解約2件の通知がありました。つきましては、この合意解約についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。</p>

	<p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在及び地番につきましては、字■■■ 他■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■ 他1名、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■年■月■日であり、解約事由は、売買に伴うに伴う合意解約のためであります。</p> <p>申請番号2番 所在及び地番につきましては、字■■■ 他■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■ ■■■、借受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■年■月■日であり、解約事由は、売買に伴うに伴う合意解約のためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第28号、「農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」申請番号1番から2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第29号、「現況証明願いについて」申請番号1番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第29号「現況証明願いについて」の提案説明を申し上げます。土地の現況が登記簿地目又は農地台帳上の現況地目と異なる場合において、土地の所有者から現況証明願いの申請があった際は、農業委員会が申請内容が妥当であるか現地調査を行い、妥当と判断した場合は、登記簿地目の変更に必要な現況証明書を発行するものです。今回ご審議頂きます案件は1件です。内容は、登記簿地目及び農地台帳の現況地目において、畑になっている部分を畑以外に変更するための申請となっております。つきましては、申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■筆であります。登記簿地目は牧場、現況地目は牧場、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡であり、判定地目は畑外、利用状況は雑種地であります。所有者、申請人は、■■■ ■■■ ■■■氏、目的は登記地目を判定地目に変更するための申請であります。なお、現地調査につきましては、11月6日に、辻本班長 他5名により実施しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願います。</p>
辻本委員	<p>申請番号1番の案件につきましては、登記地目の畑から雑種地に変更するための申請であります。現地を確認した結果、申請地を畑として利用することは</p>

	<p>難しいと確認しました。よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第29号、「現況証明願ひについて」申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第30号、「農地法第3条の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>
清原局長	<p>それでは、議案第30号「農地法第3条の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。農地法第3条の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないため、その農業者たる要件を満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。今回審議いただく案件は、1件です。内訳は、所有権移転が1件となっております。つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願ひします。 以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■ であります。経営面積は、■■■㎡であり、売買価格は■■■円、10a当り■■■円、本地区の担当委員は、辻本委員となっております。 以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、地区担当委員より調査報告を求めます。中島・旭地区担当委員、辻本 一夫 委員から報告願ひします。</p>
辻本委員	<p>申請番号1番につきましては、譲渡人の希望による、所有権移転の案件です。譲受人は、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じなほことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
穀内会長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第30号、「農地法第3条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第5、議案第31号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号1番から3番の件を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。</p>

清原局長	<p>それでは、議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>これまで、旧農業経営基盤強化促進法第18条に定められていた農用地利用集積計画が、令和7年4月1日からの地域計画の開始を受けて、農用地利用集積等促進計画に移行するものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は3件です。</p> <p>内訳は、農地売買等事業による賃借権設定が2件、所有権移転が1件となっております。つきましては、計画案について、ご審議方よろしくお願ひいたします。以上で提案説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>それでは申請番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
薩田係長	<p>申請番号1番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■、経営面積は、■■■㎡であり、当地における賃料は、年額■■■円です。売買等事業の貸付タイプで、賃料は売買価格の1%となっております。期間は、公告日から令和■■年■■月■■日であります。この、あっせん会議は、4月18日に岩岡班長 他2名により実施しております。</p> <p>申請番号2番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。貸主は、■■■ ■■■ ■■■、借主は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における賃借料は、年額■■■円です。売買等事業の貸付タイプで、賃料は売買価格の1%となっております。期間は、公告日から令和■■年■■月■■日であります。この、あっせん会議は、4月21日に辻本班長 他4名により実施しております。</p> <p>申請番号3-1番 所在、地番につきましては、字■■■ 他■■筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■■㎡であります。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■氏、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であり、当地における売買価格は、■■■円 10a当り■■■円です。この、あっせん会議は、11月13日に乙部班長 他4名により実施しております。</p> <p>申請番号3-2番 所在、地番、地目、面積、売買価格、あっせん会議のいずれも申請番号3-1と同様です。譲渡人は、■■■ ■■■ ■■■、譲受人は、■■■ ■■■ ■■■であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
穀内会長	<p>内容の説明が終わりました。次に、申請番号1番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第1班 寺嶋 誠一 委員から報告願ひます。</p>
寺嶋委員	<p>申請番号1番につきましては、売買等事業におけるあっせんの申し出があり、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、4月18日のあっせん会議で売買価格を決定し、売買価格の1%が賃借料になることについて了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
穀内会長	<p>次に、申請番号2番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第2班・班長、辻本 一夫 委員から報告願ひます。</p>
辻本委員	<p>申請番号2番につきましては、売買等事業におけるあっせんの申し出があり、各農事組合に周知し、借主を決定しました。賃借料につきましては、4月21日のあっせん会議で売買価格を決定し、売買価格の1%が賃借料になることについて了承を得ております。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>

穀内会長	次に、申請番号3番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。第3班・班長、乙部 毅博 委員から報告願います。
乙部委員	申請番号3番につきましては、譲渡人から所有権移転のあっせんの申し出があったため、各農事組合に周知し、譲受人を決定しました。売買価格につきましては、11月13日のあっせん会議で価格を決定し、譲渡人、譲受人の両名から了承を得ております。ご審議の程、よろしく願います。
穀内会長	報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 (質疑ないとき) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第31号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」申請番号1番から3番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議ないとき) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、12月22日月曜日を予定しておりますので、よろしく願います。
穀内会長	以上をもって、第29回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和7年11月26日

会 長 穀内 和夫

委 員(10 番) 鈴木 敏文

委 員(11 番) 寺嶋 誠一